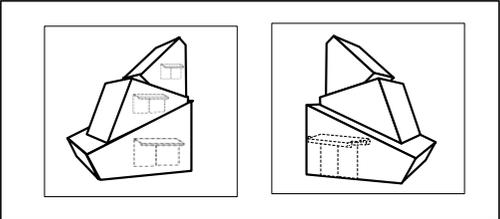
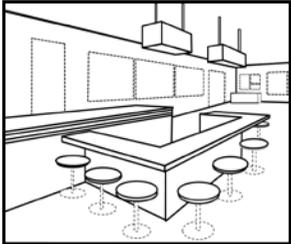


商標審査基準改訂案に対するパブリックコメント等の結果を踏まえた対応の方向性と事務局提案

整理番号	資料2の頁	該当箇所	パブリックコメントの概要及び事務局からの修正提案	対応の方向性	基準改訂に係る事務局提案
第1 第3条第1項(商標登録の要件)					
二、第3条第1項柱書					
1	8	6. (3)	(パブリックコメント) 店舗等の外観・内装に関する立体商標について、複数の図によって記載されていて、一つの立体商標として特定されているものの具体例を例示すべきである。	外観については例示を追記。内装については、諸外国の例を見ても、複数図で出願されるケースはほとんどなく、また、現時点で、基準として記載できるような推奨例を見いだせていないことから、事例の蓄積を踏まえ、推奨できる例があれば掲載を検討。	(3) 願書に記載した商標が複数の図により記載されている場合 (イ) 立体商標と認められる例 
2	11	6. (5)(イ)	(パブリックコメント) 店舗等の内装に係る立体的形状のうち、その構成要素の一部を実線で記載し、それ以外の部分を破線で記載すること(例えば、椅子の座面のみを実線とし、脚の部分を破線とするなど)が許容されるか否か不明確であり、この点を明確にすべきである。	複数の構成要素からなる内装について、各構成要素の一部のみを実線(商標を構成する部分)として出願することは許容。この点を明確にするため、各構成要素の一部のみを実線(椅子の座面のみを実線)とする例を追加し、あわせて、詳細な説明の記載を修正。	 【商標の詳細な説明】 この商標登録出願に係る商標(以下「商標」という。)は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。 なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。 ※同じ図を例として記載している第5条(資料2の27頁)についても同様に修正

整理番号	資料2の頁	該当箇所	パブリックコメントの概要及び事務局からの修正提案	対応の方向性	基準改訂に係る事務局提案
3	11	6. (5)(イ)	<p>(事務局からの修正提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標の詳細な説明の記載にある文章の構成を外観の例に合わせて変更(内容に変更なし)。また、「立体的形状の内部の構成を表示」と記載していた部分を、例に合わせて、より具体的に「店舗の内部の構成を表示」に修正。 ・破線部の表現をより正確になるよう修正。 	—	<p>【立体商標】 【商標の詳細な説明】 この商標登録出願に係る商標(以下「商標」という。)は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。 なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。</p> <p>※同じ図を例として記載している第5条(資料2の27頁)についても同様に修正</p>
五、第3条第1項第3号					
4	16	4. (2)(注)	<p>(パブリックコメント)</p> <p>注意書きについては、建築物の形状(内装の形状を含む。)に係る特許庁における使用の判断を拘束しかねないため、削除又は変更を検討すべきである。今回は難しいとしても将来的な課題とすべきである。</p>	<p>当該注意書きについては、「商標登録を受けることができる場合」に関する記載であるが、使用を制限する趣旨かのように理解されることへの懸念、当該注意書きがなくとも建築物の形状からなる立体商標の審査(立体商標が建築物の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない場合は、使用による識別力の獲得がない限り、原則として識別力を有さないものと判断する)に影響がないこと等を考慮し、注意書きを削除。</p>	<p>(注)「使用」の定義の解釈規定である第2条第4項においては、その形状を標章の形状とし得る物を規定しているが、立体商標に関しては、本号及び第3条第1項第6号の商標審査基準に加え、商標法においては商品には建築物等の不動産が含まれないことを勘案するならば、結果として、建築物の形状について商標登録を受けることができる場合は、その指定商品又は指定役務に関する広告として機能する場合に実質上限られることとなる。</p>

整理番号	資料2の頁	該当箇所	パブリックコメントの概要及び事務局からの修正提案	対応の方向性	基準改訂に係る事務局提案
八、第3条第1項第6号					
5	17 22	8.	<p>(パブリックコメント)</p> <p>「店舗等」には、例えば、鉄道の客室、タクシーや観光バスなどが含まれるのか。含まれるのであればそれらの例を具体例として例示すべきである。</p>	<p>ご指摘の内容は、「店舗等」の範囲、とりわけ建築物でない店舗等の範囲が含まれるのか不明確であるという趣旨と理解し、第3条第1項第6号(資料2の17頁)に具体例を追記。また、第4条第1項第15号(資料2の22頁)においても「建築物に該当しない店舗、事務所、事業者及び施設の形状」の記載があることから、こちらにも具体例を追記。</p>	<p>●第3条第1項第6号 8. 店舗、事務所、事業所及び施設(以下「店舗等」という。)の形状からなる商標について 立体商標について、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等(建築物に該当しないものを含む。例えば、移動販売車両、観光車両、旅客機、客船)の形状(内装の形状を含む。以下同じ。)にすぎないと認識される場合(第3条第1項第3号に該当するものを除く。)は、本号に該当すると判断する。 なお、商標が、指定商品又は指定役務を取り扱う店舗等の形状にすぎないと認識されるかを判断するに当たっては、この基準第1の五(第3条第1項第3号)4.(1)(ア)及び(イ)を準用する。</p> <p>●第4条第1項第15号 3. 建築物等の形状を表示する立体商標について (1) 建築物の形状(内装の形状を含む。以下同じ。)が当該出願前から他人の建築物の形状に係るものとして我が国の需要者の間に広く認識されているときは、本号に該当するものとする。 (2) 建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の形状(内装の形状を含む。)についても、上記と同様に取扱う。</p> <p><u>(建築物に該当しない店舗、事務所、事業所及び施設の例)</u> 移動販売車両、観光車両、旅客機、客船</p>

整理番号	資料2の頁	該当箇所	パブリックコメントの概要及び事務局からの修正提案	対応の方向性	基準改訂に係る事務局提案
第2 第3条第2項(使用による識別性)					
6	19	3. (1)(例) ②	(事務局からの修正提案) 改訂案の記載が、出願商標と使用商標の同一性が認められる例の記載となっていたため、第3条第2項の適用が認められる例になるよう修正。	—	3. 立体商標について (1) 本項の適用が認められる例 使用商標中に、出願商標以外の標章が含まれているが、出願商標部分が独立して自他商品・役務の識別標識として認識されると認められる場合。 (例) ① 出願商標が立体的形状のみであり、使用商標として同一の立体的形状に文字が付された写真が提出されたが、当該立体的形状部分が、需要者に強い印象を与え、独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。 ② 出願商標と使用商標の立体的形状の特徴的部分が同一であり、当該特徴的部分以外の部分にわずかな違いが見られるにすぎない場合であって、当該特徴的部分が独立して自他商品・役務の識別標識として認識される場合。
7	19	3. (注)	(パブリックコメント) 3条2項の判断において、立体商標の破線と位置商標における破線とは趣旨が異なることを踏まえて、注意書きの後に「この点において、位置商標における、標章の位置を特定するための破線とは、解釈が異なる」等の記載を追加するか、「8. 位置商標について(2)本項の適用が認められない場合」の「標章の位置の相違」をもう少し具体的に記載し、両者の相違が明確になるようにすべきである。	立体商標の注意書き部分を修正。	(注) 商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた出願商標と使用商標との同一性の判断において、 <u>標章の位置を特定するために出願商標に係るその他の部分を考慮する位置商標と異なり、立体商標については、出願商標に係るその他の部分は考慮しない。</u>